

【令和7年10月公開版】

登録日本語教員の 登録申請の手引き

文部科学省総合教育政策局
日本語教育課

目次

1. 登録日本語教員制度の概要	1
1.1. 登録日本語教員の資格取得について	1
1.2. 日本語教員試験について	2
1.3. 登録日本語教員養成機関について	3
1.4. 実践研修について	3
1.5. 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について	4
1.5.1. C ルート	5
1.5.2. D-1 ルート	5
1.5.3. D-2 ルート	6
1.5.4. E-1 ルート	6
1.5.5. E-2 ルート	7
1.5.6. F ルート	7
1.6. 経過措置における現職者向け講習について	8
2. 登録申請の手続等について	9
2.1. 登録までのスケジュール（令和7年度）	9
2.2. 登録申請の方法	10
2.3. 登録申請等に必要書類	12
2.3.1. 養成機関ルート（登録日本語教員養成機関の養成課程を修了して登録を受ける方）	14
2.3.2. 試験ルート（登録日本語教員養成機関の養成課程を修了せずに登録を受ける方）	15
2.3.3. 経過措置 C ルート	16
2.3.4. 経過措置 D-1 ルート	17
2.3.5. 経過措置 D-2 ルート	18
2.3.6. 経過措置 E-1 ルート	19
2.3.7. 経過措置 E-2 ルート	20
2.3.8. 経過措置 F ルート	21
2.4. 登録証における旧姓や通称の併記	21
2.5. 欠格事由	22
3. 登録後の手続き等について	22
3.1. 登録事項の変更の届出	22
3.2. 登録の取消し	22
参考資料	23

はじめに

登録日本語教員の登録申請の手引きは、登録日本語教員になろうとする方が、必要な登録申請の手続き等についてご理解いただくための資料となっております。

本手引きは、必要に応じて随時更新いたします。

1. 登録日本語教員制度の概要

1.1. 登録日本語教員の資格取得について

在留外国人が増加傾向にある中で、日本語教育について、教育の質の確保のための仕組みが不十分であることや、専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分といった課題が指摘されています。これを受けて、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）は、日本語教育機関を認定する制度を創設し、また、認定日本語教育機関で日本語を指導することができる登録日本語教員の資格制度を設け、日本語を学ぶ外国人それぞれが必要とする日本語能力が身に付けられるよう、教育の質の確保を図ることとしています。

登録日本語教員になるためには、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての日本語教員試験（基礎試験と応用試験により構成）に合格し、文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関が実施する実践研修を修了する必要があります。また、文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関が実施する養成課程を修了した方は、申請により日本語教員試験の基礎試験の免除を受けることができます。（図1）

【図1 登録日本語教員の資格取得ルート】

登録日本語教員の資格取得ルート



また、登録日本語教員の資格取得に関しては、現職の法務省告示校で告示を受けた課程の日本語教員の方を中心に、新たな制度への円滑な移行と負担の軽減及び上記告示校で学ぶ外国人の教育機会の確保等の観点から、一定の要件を満たす場合には、日本語教員試験や実践研修を免除する経過措置を設けています。（詳細は「1.5. 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について」に記載。）

1.2. 日本語教員試験について

（概要）

登録日本語教員の資格取得のためには、日本語教員試験に合格する必要があります。日本語教員試験においては、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能について判定する基礎試験と、応用に関する知識及び技能について判定する応用試験が実施されます。

（基礎試験・応用試験の免除）

登録日本語教員養成機関の実施する日本語教員養成課程を修了した方、及び過去の日本語教員試験で基礎試験に合格し基礎試験合格証明書を交付された方は、日本語教員試験の基礎試験が免除されます。また、登録日本語教員の資格取得に係る経過措置により、一定の要件を満たす方は基礎試験（又は基礎試験と応用試験の両方）が免除されます。（詳細は「1.5. 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について」に記載。）

ただし、経過措置により基礎試験と応用試験の両方の免除を受ける場合（経過措置 E-1 ルート、E-2 ルートの場合）であっても、登録日本語教員になるためには、手数料を支払って日本語教員試験に出願し、経過措置の対象であることの確認を受け、日本語教員試験の合格証書を入手する必要があります。

（試験の実施時期）

令和7年度の試験は、令和7年11月2日に実施予定です。

（受験料）

受験料は以下の通りです。

通常	18,900 円
基礎試験免除	17,300 円
基礎試験及び応用試験免除	5,900 円

※ 試験の詳細については以下 URL から御確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

1.3. 登録日本語教員養成機関について

登録日本語教員養成機関は、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための日本語教員養成課程を実施する者として文部科学大臣の登録を受けた機関です。登録日本語教員養成機関の実施する日本語教員養成課程を修了した方は、日本語教員試験の基礎試験が免除されます。

登録日本語教員養成機関の一覧は、以下の URL のホームページにて公開されています。

<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top/guide-registered-institution>

1.4. 実践研修について

登録日本語教員の資格取得のためには、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修である実践研修を修了する必要があります。実践研修は、文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関において行われます。

実践研修は、以下のいずれかに該当する者が受講することができます。

①日本語教員試験の基礎試験に合格した者

②登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した又は修了見込みの者

登録実践研修機関の一覧は、以下の URL のホームページにて公開されています。

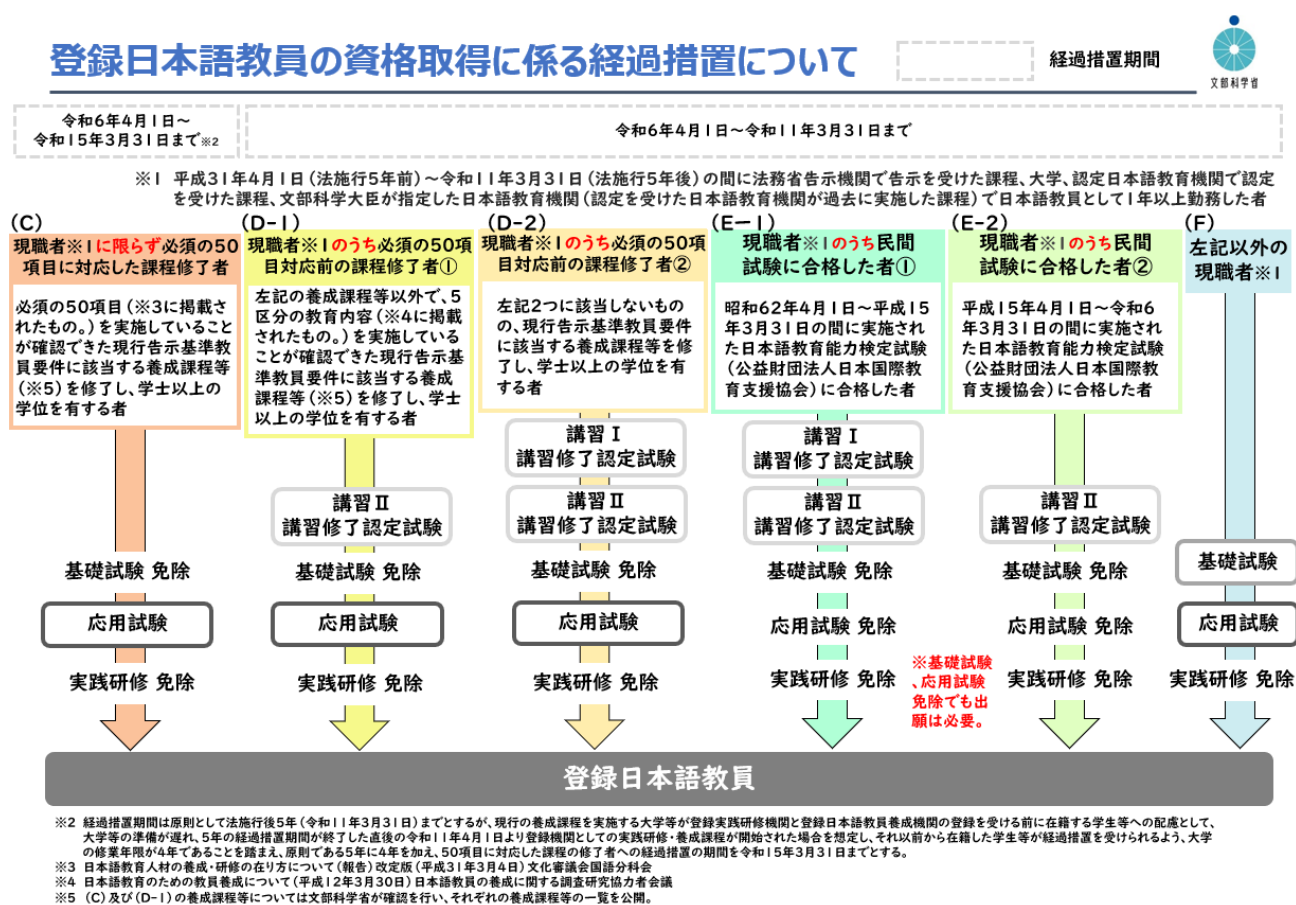
<https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top/guide-registered-institution>

※ 修了に要する費用や期間については、各機関にお尋ねください。

1.5. 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について

新たな制度への円滑な移行と負担の軽減の観点から、一定の要件を満たす場合には、日本語教員試験や実践研修を免除する経過措置を設けています。経過措置は、対象となる方の属性に応じ、C、D-1、D-2、E-1、E-2、Fの6つのルートがあります（図2）。自分がどの経過措置ルートに該当するかについては本手引きの「参考資料1 経過措置ルート判定ガイド」も参考にしてください。なお、複数の経過措置ルートに該当する方は、どのルートの経過措置の適用を受けるか選択してください。

【図2 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置】



【法務省告示機関】一覧

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00217.html

【認定日本語教育機関】一覧

<https://www.nihongokyokuiku.mext.go.jp/top/guide-japanese-language-institution>

【文部科学大臣が指定した日本語教育機関】一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03222.html

各経過措置ルートについて、該当者の要件と措置の内容は以下の通りです。

1.5.1. C ルート

令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と、実践研修が免除されます。

要件1 「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等」として文部科学省の確認を受けた日本語教員養成課程等（※）を修了していること。

※これに該当する養成課程等は、以下 URL のホームページにおいて公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

要件2 学士、修士、又は博士の学位（学士（専門職）及び専門職学位を含み、及び外国のこれらに相当する学位を含む。）を有すること。

1.5.2. D-1 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習（詳細は「1.6.経過措置における現職者向け講習について」を参照）のうち、講習Ⅱを受講し、修了する必要があります。

要件1 現職者（※）であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。（複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。）ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。

要件2 「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」として文部科学省の確認を受けた日本語教員養成課程等（※）を修了していること。

※これに該当する養成課程等は、以下 URL のホームページにおいて公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

要件3 学士、修士、又は博士の学位（学士（専門職）及び専門職学位を含み、及び外国のこれらに相当する学位を含む。）を有すること。

1.5.3. D-2 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習のうち、講習Ⅰ・Ⅱを受講し、修了する必要があります。

要件1 現職者（※）であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。（複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。）ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。

要件2 現行告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等（※）を修了していること。

※日本語教育機関の告示基準第一条第一項第十三号イ、ロ又はニに該当する養成課程等。

要件3 学士、修士、又は博士の学位（学士（専門職）及び専門職学位を含み、及び外国のこれらに相当する学位を含む。）を有すること。

1.5.4. E-1 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と応用試験、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習のうち、講習Ⅰ・Ⅱを受講し、修了する必要があります。

また、基礎試験と応用試験の両方が免除されますが、登録日本語教員になるためには、受験料 5,900円を支払って日本語教員試験に出願し、経過措置の対象であることの確認を受け、日本語教員試験の合格証書入手する必要があります。

要件1 現職者（※）であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。（複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。）ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。

要件2 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験（昭和62年4月1日から平成15年3月31日の間に実施されたもの）に合格したこと。

1.5.5. E-2 ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下のいずれの要件も満たす方は、日本語教員試験の基礎試験と応用試験、実践研修が免除されます。ただし、試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習のうち、講習Ⅱを受講し、修了する必要があります。

また、基礎試験と応用試験の両方が免除されますが、登録日本語教員になるためには、受験料 5,900円を支払って日本語教員試験に出願し、経過措置の対象であることの確認を受け、日本語教員試験の合格証書を入手する必要があります。

要件1 現職者（※）であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。（複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。）ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。

要件2 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験（平成15年4月1日から令和6年3月31日の間に実施されたもの）に合格したこと。

1.5.6. F ルート

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、以下の要件を満たす方は、実践研修が免除されます。

要件 現職者（※）であること。

※平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に、法務省告示機関で告示を受けた課程、国内の大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者を指します。1年以上の勤務は、当該機関において1年以上雇用期間があり、平均して週1回以上、日本語教育課程の授業を担当していた必要があります。（複数の機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たします。）ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含めることができます。

1.6. 経過措置における現職者向け講習について

（概要）

D-1、D-2、E-1 及び E-2 のルートの経過措置の対象者が日本語教員試験の免除を受けるためには、文部科学省が実施する講習を受講し修了する必要があります。

講習は、平成 12 年報告¹及び平成 31 年審議会報告²以降に、日本語教員の養成において必要なものとして新たに加えられた教育内容を中心に、現職の日本語教員にとって新たに習得が必要と考えられる知識についてのものです。

令和 7～10 年度の日本語教員試験においては、経過措置 D-1、D-2、E-1、E-2 ルートで出願される方は、出願の時点で経過措置のための講習をあらかじめ修了し、他の出願書類とともに修了証を提出する必要があります。

申し込み方法等については[文部科学省ホームページ](#)を御確認ください。

（講習の内容）

講習は、講習Ⅰ・講習Ⅱがあり、それぞれの対象範囲等は以下の通りです。

	講習対象範囲	時間	修了試験
講習Ⅰ	平成 12 年報告で新たに追加された内容を中心に構成	90 分×5 コマ程度 (各コマで単元確認(10 問程度)を実施)	10 問程度
講習Ⅱ	平成 31 年審議会報告で追加された内容及び近年の情勢等の変化が大きい内容を中心に構成	90 分×10 コマ程度 (各コマで単元確認(10 問程度)を実施)	20 問程度
◆ 経過措置 D-1、D-2、E-1、E-2 に該当する方を対象に実施しますが、それ以外の方でも、受講の申請、受講料の納付により、受講可能です（「現職者」の要件を満たしていない場合でも受講可能）。ただし、講習を修了しても、日本語教員試験の出願時に、経過措置 D-1、D-2、E-1、E-2 の要件に該当していなければ、経過措置の適用の対象とはなりません。 ◆ インターネットでオンデマンド講習を受講するものとし、経過措置期間中（令和 11 年 3 月 31 日まで）は任意のタイミングで受講することが可能です。 ◆ 修了試験を実施し、講習内容の定着が確認できたことをもって講習修了とします。 ◆ 講習の修了証は、経過措置期間中のいずれの日本語教員試験の出願の際でも、有効な書類として提出することが可能です。ただし、令和 10 年度の日本語教員試験が現職者の経過措置適用を受けられる最後の試験となりますので、ご注意ください。			

（受講料）

講習の受講料は以下の通りです。

講習Ⅰ・Ⅱ	26,400 円
講習Ⅱ	17,600 円

¹ 日本語教育のための教員養成について（平成 12 年 3 月 30 日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

² 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成 31 年 3 月 4 日）文化審議会国語分科会

2. 登録申請の手続等について

2.1. 登録までのスケジュール（令和7年度）

令和7年度における登録日本語教員の登録に関するスケジュールは以下の通りです。

令和6年 3月まで	「必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等」（経過措置Cルート対象課程）及び「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」（経過措置D-1ルート対象課程）の一覧公開
令和7年 1月20日	登録日本語教員の登録申請の受付開始
5月30日	登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果 （令和6年度第2回）公表
7月14日～ 8月22日	日本語教員試験の出願受付
10月下旬	登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果 （令和7年度第1回）公表
11月2日	日本語教員試験の実施
12月12日 （予定）	日本語教員試験の結果発表

※以下は随時受付

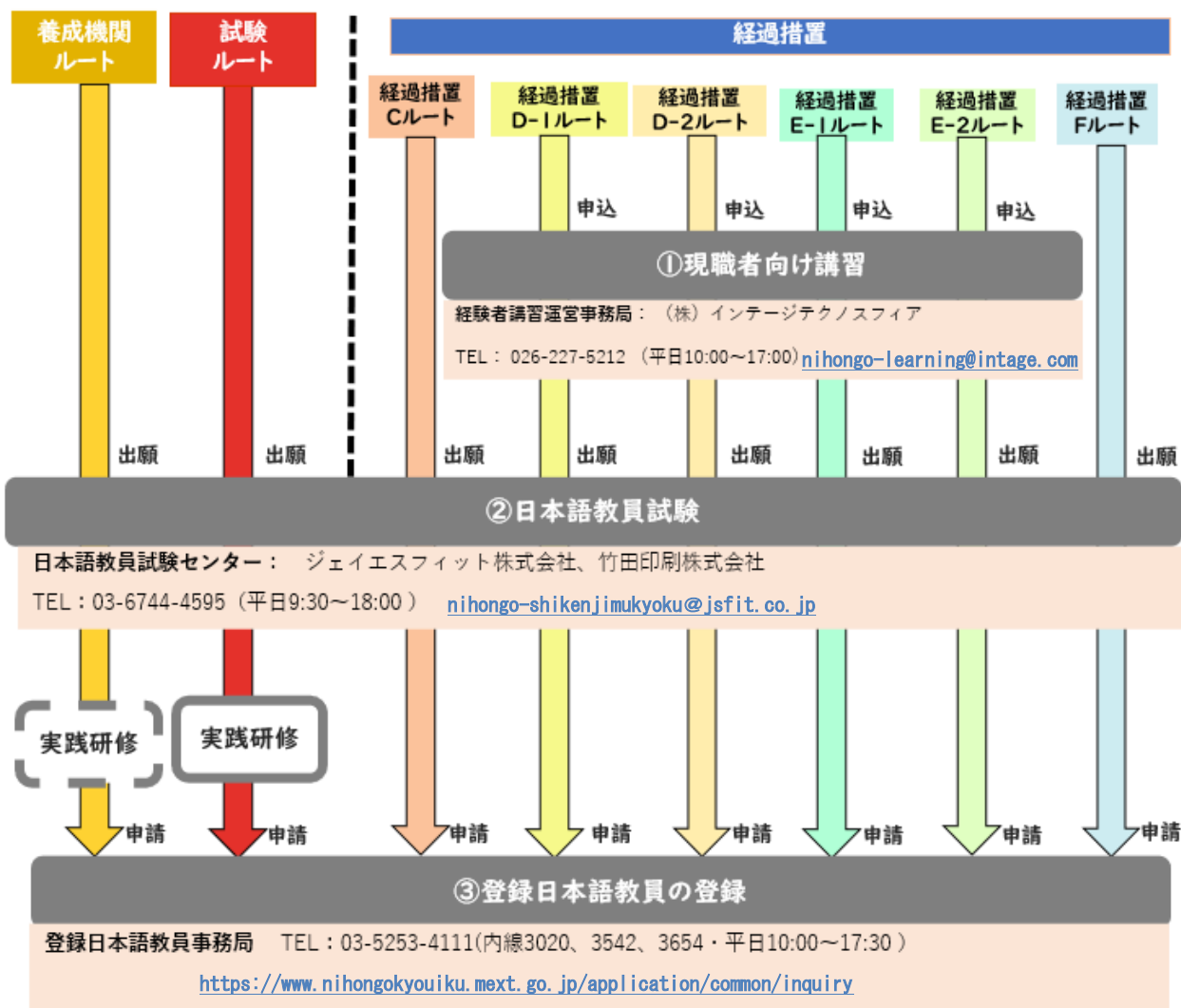
- ・ 登録日本語教員の「経過措置における現職者向け講習」の申込・受講
- ・ 登録日本語教員の登録申請

2.2. 登録申請の方法

登録日本語教員になるには、養成機関ルートと試験ルートの申請方法があります。

なお、経過措置の対象となる方は現職者向け講習の修了（経過措置D-1、D-2、E-1、E-2ルートのみ）、日本語教員試験の出願と合格証書の入手（全員）、登録日本語教員の登録申請（全員）をおこなっていただくことで資格取得ができます。

①現職者向け講習・②日本語教員試験・③登録日本語教員の登録は、それぞれ、**サイトや事務局が異なります**ので、ご注意ください。



※ 上記①②③の**申込**、**出願**、**申請**については、下記のサイトをご覧ください。下線箇所をクリックすると、該当ページがご覧になります。

① 現職者向け講習

② 日本語教員試験

③ 登録日本語教員の登録



[日本語教育機関認定法ポータル](#)では、登録日本語教員として登録された方の氏名や研修受講履歴等の情報公開、登録日本語教員を採用したい日本語教育機関と日本語教育機関で勤務したい登録日本語教員のマッチングを行っています（いずれの使用も希望者のみ）。

日本語教育機関認定法ポータル（以下「ポータルサイト」）を通じた登録申請手続きの流れは、以下の通りです。ポータル URL: <https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top>

ポータルサイト内で申請用アカウントを作成



【Step.1】申請情報の入力、必要書類のアップロード

ポータルサイトの「登録日本語教員 申請・届出」ページから入力してください。

- ・入力する申請情報：氏名、生年月日、本籍地都道府県、日本語教員試験、実践研修等に関する情報
- ・アップロードする書類：「日本語教員試験合格証書」等（PDF ファイルに限る）



【Step.2】手数料の支払い準備

登録手数料 4,400 円です。①収入印紙購入、②電子納付、のいずれかを行ってください。

※詳細は、[e-Gov 電子納付ご利用ガイド](#) をご参照ください。

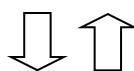
ポータルサイトから「申請・届出書」をダウンロードし、印刷・記入。



【Step.3】郵送（「申請・届出書」、必要書類）

簡易書留で以下の書類を郵送してください（レターパックは不可）。

- ・上記 Step.2 で作成した「申請・届出書」（①収入印紙購入の場合は印紙を貼付）
- ・「戸籍謄本若しくは抄本」又は「本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し」（登録申請日の 6 か月前以降に発行されたものに限る。）など



※ 再入力や資料の再提出を求められることがあります。審査に時間を要する場合があります。

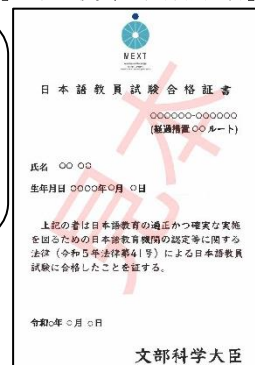
文部科学省（登録日本語教員事務局）において申請内容の審査



結果の通知・登録証の交付

- ◆ 電子署名が付された登録証はポータルサイトを通じて、ダウンロードできます。

【日本語教員試験合格証書】



必要書類及び収入印紙を貼付した「申請・届出書」の送付先 ※必ず**簡易書留**でご送付ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局日本語教育課内 登録日本語教員事務局

【問い合わせ先】

文部科学省（代表：03-5253-4111 内線 3020、3542、3654） 平日 10:00～17:30 のみ

2.3. 登録申請等に必要な書類

日本語教員試験の出願時や登録日本語教員としての登録申請時等に必要な書類は、以下の通りです。

【資格取得ルートごとの提出書類の一覧】

資格取得ルート	提出のタイミング	提出書類
養成機関ルート	日本語教員試験の出願	・登録日本語教員養成機関の養成課程修了証書（写し）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> （登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限る。また、住民票は、マイナンバーの記載がないものに限る。登録証に通称の併記を希望する場合は、通称が併記された住民票に限る。以下同じ。） ・日本語教員試験合格証書（PDF） ・実践研修修了証書（写し）（PDF） ・申請・届出書
試験ルート（※2）	日本語教員試験の出願	－（※1）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> ・日本語教員試験合格証書（PDF） ・実践研修修了証書（写し）（PDF） ・申請・届出書
経過措置 C ルート	日本語教員試験の出願	・必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書（写し） ・学士、修士又は博士の学位の証明書（写し）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> ・日本語教員試験合格証書（PDF） ・申請・届出書
経過措置 D-1 ルート	講習の受講申込	－
	日本語教員試験の出願	・平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書（写し） ・学士、修士又は博士の学位の証明書（写し） ・講習Ⅱの修了証（写し） ・日本語教育機関の在職証明書（写し）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> ・日本語教員試験合格証書（PDF） ・申請・届出書

経過措置 D-2 ルート	講習の受講申込	—
	日本語教員試験の出願	・ 法務省告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等の修了の証明書（写し） ・ 学士、修士又は博士の学位の証明書（写し） ・ 講習Ⅰ・Ⅱの修了証（写し） ・ 日本語教育機関の在職証明書（写し）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> ・ 日本語教員試験合格証書（PDF） ・ 申請・届出書
経過措置 E-1 ルート	講習の受講申込	—
	日本語教員試験の出願	・ 日本語教育能力検定試験合格証書等（昭和62年度～平成14年度）（写し） ・ 講習Ⅰ・Ⅱの修了証（写し） ・ 日本語教育機関の在職証明書（写し）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> ・ 日本語教員試験合格証書（PDF） ・ 申請・届出書
経過措置 E-2 ルート	講習の受講申込	—
	日本語教員試験の出願	・ 日本語教育能力検定試験合格証書等（平成15年度～令和5年度）（写し） ・ 講習Ⅱの修了証（写し） ・ 日本語教育機関の在職証明書（写し）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> ・ 日本語教員試験合格証書（PDF） ・ 申請・届出書
経過措置 F ルート	日本語教員試験の出願	・ 日本語教育機関の在職証明書（写し）（※1）
	登録の申請	・ <u>戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し</u> ・ 日本語教員試験合格証書（PDF） ・ 申請・届出書

（※1）「試験ルート」「F ルート」においては、過去の日本語教員試験で基礎試験に合格し、基礎試験合格証明書を有する者は、試験の出願時に基礎試験合格証明書を提出することにより、基礎試験が免除されます。

（※2）「試験ルート」の日本語教員試験合格証書を有する者は、他のルートで登録日本語教員の登録申請をすることもできます。その場合には、当該ルートにおいて「日本語教員試験の出願」欄で提出を求められている上記の資料も併せて郵送提出する必要があります。

以下にて各資格取得ルートにおける提出書類の詳細についてご説明します。

2.3.1. 養成機関ルート（登録日本語教員養成機関の養成課程を修了して登録を受ける方）

【日本語教員試験の出願時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ 登録日本語教員養成機関の養成課程修了証書

修了した養成課程を実施する登録日本語教員養成機関が発行する修了証書（参考資料2）の写しです。

なお、日本語教員試験の出願時に養成課程を修了していない場合には、試験が実施された翌年の4月までに養成課程修了証書を提出することとします。この場合、養成課程修了証書が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに養成課程修了証書が提出されなければ合格は取り消されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ 申請・届出書

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し

登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないものに限り。また、登録証に通称の併記を希望する場合は、通称が併記された住民票に限ります。

なお、外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写しを提出します。

✓ 日本語教員試験合格証書

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

✓ 実践研修修了証書

修了した実践研修を実施する登録実践研修機関が発行する修了証書（参考資料3）の写し（PDF ファイル）をアップロードします。

2.3.2. 試験ルート（登録日本語教員養成機関の養成課程を修了せずに登録を受ける方）

【日本語教員試験の出願時】

基本的には、出願時に特別に用意することが必要な書類は有りません。

※ ただし、過去の日本語教員試験で基礎試験に合格し、基礎試験合格証明書を有する者は、試験の出願時に「基礎試験合格証明書」を提出することにより、基礎試験が免除されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ 申請・届出書

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し

登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないものに限り。また、登録証に通称の併記を希望する場合は、通称が併記された住民票に限ります。

なお、外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写しを提出します。

✓ 日本語教員試験合格証書

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

✓ 実践研修修了証書

修了した実践研修を実施する登録実践研修機関が発行する修了証書（参考資料3）の写し（PDF ファイル）をアップロードします。

（※）「試験ルート」の日本語教員試験合格証書を有する者は、他のルートで登録日本語教員の登録申請をすることもできます。その場合には、当該ルートにおいて上記 12、13 ページ「日本語教員試験の出願」欄で提出を求められている資料も併せて郵送提出する必要があります。ただし、審査に時間を要する場合もございますのでご承知おきください。

2.3.3. 経過措置 C ルート

【日本語教員試験の出願時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ 必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書

文部科学省が公表する「[必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程等](#)」の一覧に含まれた養成課程等を修了したことを証明する、養成課程等の実施機関が発行した書類です。当該養成課程等を受講した期間は、一覧に記載された期間内である必要があります。

なお、日本語教員試験の出願時に養成課程を修了していない場合には、試験が実施された翌年の 4 月までに証明書を提出することとします。この場合、証明書が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに証明書が提出されなければ合格は取り消されます。

✓ 学士、修士又は博士の学位の証明書

大学の卒業証明書等、学位を確認できる書類です。

なお、日本語教員試験の出願時には大学に在学中であり、まだ卒業していない場合には、試験が実施された翌年の 4 月までに証明書を提出することとします。この場合、証明書が提出されるまでの間、日本語教員試験の結果が合格基準を満たしていても仮合格の扱いとなり、期限までに証明書が提出されなければ合格は取り消されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ 申請・届出書

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し

登録申請日の 6 か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の 6 か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないものに限り。また、登録証に通称の併記を希望する場合は、通称が併記された住民票に限ります。

なお、外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写しを提出します。

✓ 日本語教員試験合格証書

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

2.3.4. 経過措置 D-1 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するために特別に用意することが必要な書類は有りません。

【日本語教員試験の出願時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ 平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等の修了の証明書

文部科学省が公表する「[平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等](#)」の一覧に含まれた養成課程等を修了したことを証明する、養成課程等の実施機関が発行した書類です。当該養成課程等を受講した期間は、一覧に記載された期間内である必要があります。

✓ 学士、修士又は博士の学位の証明書

大学の卒業証明書等、学位を確認できる書類です。

✓ 講習Ⅱの修了証

現職者向け講習の講習Ⅱを修了すると発行される修了証です。

✓ 日本語教育機関の在職証明書

法務省告示機関、国内の大学、認定日本語教育機関又は文部科学大臣が指定した日本語教育機関の設置者が発行する指定の様式の在職証明書（本手引き参考資料4）です。自身が勤務した機関から入手してください。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ 申請・届出書

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し

登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないものに限り。また、登録証に通称の併記を希望する場合は、通称が併記された住民票に限ります。

なお、外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写しを提出します。

✓ 日本語教員試験合格証書

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

2.3.5. 経過措置 D-2 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するために特別に用意することが必要な書類は有りません。

【日本語教員試験の出願時】

日本語教員試験で基礎試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **法務省告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等の修了の証明書**

法務省告示基準教員要件に該当する日本語教員養成課程等を修了したことを証明する、養成課程等の実施機関が発行した書類です。

✓ **学士、修士又は博士の学位の証明書**

大学の卒業証明書等、学位を確認できる書類です。

✓ **講習Ⅰ・Ⅱの修了証**

現職者向け講習の講習Ⅰ・Ⅱを修了すると発行される修了証です。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

法務省告示機関、国内の大学、認定日本語教育機関又は文部科学大臣が指定した日本語教育機関の設置者が発行する指定の様式の在職証明書（本手引き参考資料4）です。自身が勤務した機関から入手してください。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **申請・届出書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し**

登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは**本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないもの**に限り（**通称が併記された住民票**に限り）ます。

なお、**外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写し**を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

2.3.6. 経過措置 E-1 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するために特別に用意することが必要な書類は有りません。

【日本語教員試験の出願時】

日本語教員試験で基礎試験及び応用試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **日本語教育能力検定試験合格証書等（昭和 6 2 年度～平成 1 4 年度）**

公益財団法人日本国際教育支援協会が実施した日本語教育能力検定試験の合格証書又は合格証明書の写しです。

✓ **講習Ⅰ・Ⅱの修了証**

現職者向け講習の講習Ⅰ・Ⅱを修了すると発行される修了証です。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

法務省告示機関、国内の大学、認定日本語教育機関又は文部科学大臣が指定した日本語教育機関の設置者が発行する指定の様式の在職証明書（本手引き参考資料 4）です。自身が勤務した機関から入手してください。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **申請・届出書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し**

登録申請日の 6 か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の 6 か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは**本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないもの**に限り。また、登録証に通称の併記を希望する場合は、**通称が併記された住民票**に限ります。

なお、**外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写し**を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

（注）「日本語教育能力検定試験合格証書等」は、登録の申請時には提出できません。

2.3.7. 経過措置 E-2 ルート

【講習の受講申込時】

現職者向けの講習を受講するために特別に用意することが必要な書類は有りません。

【日本語教員試験の出願時】

日本語教員試験で基礎試験及び応用試験の免除を受けるために、以下の書類の提出が必要です。

✓ **日本語教育能力検定試験合格証書等（平成15年度～令和5年度）**

公益財団法人日本国際教育支援協会が実施した日本語教育能力検定試験の合格証書又は合格証明書の写しです。

✓ **講習Ⅱの修了証**

現職者向け講習の講習Ⅱを修了すると発行される修了証です。

✓ **日本語教育機関の在職証明書**

法務省告示機関、国内の大学、認定日本語教育機関又は文部科学大臣が指定した日本語教育機関の設置者が発行する指定の様式の在職証明書（本手引き参考資料4）です。自身が勤務した機関から入手してください。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ **申請・届出書**

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ **戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し**

登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは**本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないもの**に限り（注）を希望する場合は、**通称が併記された住民票**に限り（注）。

なお、**外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写し**を提出します。

✓ **日本語教員試験合格証書**

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

（注）「日本語教育能力検定試験合格証書等」は、登録の申請時には提出できません。

2.3.8. 経過措置 F ルート

【日本語教員試験の出願時】

✓ 日本語教育機関の在職証明書

法務省告示機関、国内の大学、認定日本語教育機関又は文部科学大臣が指定した日本語教育機関の設置者が発行する指定の様式の在職証明書（本手引き参考資料4）です。自身が勤務した機関から入手してください。

※ なお、過去の日本語教員試験で基礎試験に合格し、基礎試験合格証明書を有する者は、試験の出願時に「基礎試験合格証明書」を提出することにより、基礎試験が免除されます。

【登録の申請時】

登録日本語教員としての登録申請時には、以下の書類の提出が必要です。

✓ 申請・届出書

ポータルサイトにおいて、氏名、生年月日、本籍地都道府県等の情報を入力することで、出力・印刷ができます。登録手数料分の収入印紙の貼付が必要です（電子納付済の場合は、貼付不要）。

✓ 戸籍謄本若しくは抄本、又は本籍地（外国籍の場合は国籍等）記載の住民票の写し

登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

住民票の写しは本籍地（外国籍の場合は国籍等）が記載されたもので、かつ、マイナンバーの記載がないものに限り。また、登録証に通称の併記を希望する場合は、通称が併記された住民票に限り。

なお、外国籍で、中長期在留者等でなく住民票の対象でない方は、旅券の写しを提出します。

✓ 日本語教員試験合格証書

日本語教員試験に合格すると交付される日本語教員試験合格証書（PDF ファイル）をアップロードします。

2.4. 登録証における旧姓や通称の併記

登録日本語教員の登録証に旧姓³や通称⁴を併記することができます。ご希望の場合は、登録申請の際に、以下の書類を提出する必要があります。

いずれも登録申請日の6か月前以降に発行されたものに限り（申請・届出書記載の登録申請日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

旧姓	戸籍謄本若しくは抄本、又は旧姓が記載された住民票の写し （マイナンバーの記載がないものに限る。）
通称	通称が記載された住民票の写し （マイナンバーの記載がないものに限る。）

³ 旧姓は戸籍謄本若しくは抄本、又は住民票の写しに記載されているものに限る。

⁴ 通称は日常的に使われているニックネーム等ではなく、住民票の写しに記載されているものに限る。

2.5. 欠格事由

以下のいずれかに該当する者は、登録を受けることはできません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、または日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 登録日本語教員としての登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者

3. 登録後の手続き等について

3.1. 登録事項の変更の届出

（登録証の記載事項の変更）

登録申請時の情報のうち、氏名又は本籍地都道府県（外国籍の方は国籍等）に変更があった場合には、遅滞なく、ポータルサイトを通じて届出を行う必要があります。

また、旧姓や通称についても、届出を行うことで変更をすることが可能です。

（変更届出の方法）

変更の届出は、ポータルサイトにおいて変更届出情報（変更内容等）を入力した後、以下の書類を、「申請・届出書（登録事項変更）」とともに郵送する必要があります。

必要書類はいずれも **変更届出日の6か月前以降に発行されたものに限ります**（申請・届出書に記載の変更届出日の6か月後まで有効。期間外となった場合は再提出が必要）。

変更内容	必要書類
氏名・本籍地都道府県・国籍	戸籍の謄本又は抄本 （中長期在留者及び特別永住者は、国籍の記載された住民票の写し その他の外国籍の者は、旅券の写し及び届出の事由を証する書類） （マイナンバーの記載がないものに限る）
旧姓	戸籍の謄本若しくは抄本、又は旧姓が記載された住民票の写し （マイナンバーの記載がないものに限る）
通称	通称が記載された住民票の写し （マイナンバーの記載がないものに限る）

※ 上記以外に登録証記載事項の変更がある場合は、登録日本語教員事務局にメールで御連絡ください。

（なお、登録証に記載されていない事項については、変更・連絡の必要はありません。）

※ 登録後、欠格事由に該当した場合は、ポータルサイトを通じて届出をしてください。（手数料不要）

（手数料）

変更の届出により登録証の訂正を受ける際には、手数料として2,500円の支払いが必要です。

※ 変更届出の情報入力や手数料支払いの方法については、ポータルサイトをご覧ください。

3.2. 登録の取消し

次の場合、登録日本語教員としての登録は取り消されます。

- 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 欠格事由（「2.5. 欠格事由」を参照）に該当するに至ったとき。

参考資料 1

経過措置ルート判定ガイド

次の質問に回答することで、登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について、自分が経過措置の対象か、対象の場合にどのルートの経過措置を受けることができるかを知ることができます。

問1 平成31年4月1日～令和11年3月31日の間に、以下の機関のいずれかにおいて1年以上日本語教育課程を担当（※）していましたか？

- 法務省告示機関の告示を受けた課程

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00217.html

- 大学

- 認定日本語教育機関の認定を受けた課程

<https://www.nihongokyokuiku.mext.go.jp/top/guide-japanese-language-institution>

- 文部科学大臣が指定した日本語教育機関

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03222.html

※雇用が継続し、かつ、平均して週1回以上授業を担当していた必要があります。

複数の日本語教育機関での経験を合計して1年以上となる場合も該当します。

☐ はい ⇒ 問2へ

☐ いいえ ⇒ 問4へ

問2 昭和62年4月1日～令和6年3月31日の間に実施された「日本語教育能力検定試験（公益財団法人日本国際教育支援協会）」に合格したことがありますか？

☐ はい ⇒ 問3へ

☐ いいえ ⇒ 問5へ

問3 平成15年4月1日～令和6年3月31日の間に実施された「日本語教育能力検定試験」に合格していますか？

☐ はい ⇒ あなたは、経過措置 E-2 ルートの対象者です。

☐ いいえ ⇒ あなたは、経過措置 E-1 ルートの対象者です。

問4 あなたは、「必須の教育内容 50 項目に対応した養成課程等」（※）を修了し、かつ、学士以上の学位を有していますか？

※「必須の教育内容 50 項目に対応した養成課程等」については、
以下 URL のホームページにおいて公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

☐ はい ⇒ あなたは、経過措置 C ルートの対象者です。

☐ いいえ ⇒ あなたは、経過措置の対象外です。

問5 あなたは、「必須の教育内容 50 項目に対応した養成課程等」(※)を修了し、かつ、学士以上の学位を有していますか？

※「必須の教育内容 50 項目に対応した養成課程等」については、
以下 URL のホームページにおいて公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

☐ はい ⇒ あなたは、経過措置 C ルートの対象者です。

☐ いいえ ⇒ 問6へ

問6 あなたは、「平成 12 年報告に対応した養成課程等」(※)を修了し、かつ、学士以上の学位を有していますか？

※「平成 12 年報告に対応した養成課程等」については、
以下 URL のホームページにおいて公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

☐ はい ⇒ あなたは、経過措置 D-1 ルートの対象者です。

☐ いいえ ⇒ 問7へ

問7 あなたは、法務省告示基準教員要件に該当する養成課程等を修了し、かつ、学士以上の学位を有していますか？(※)

※以下のいずれかに該当することを指します。

- 大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

☐ はい ⇒ あなたは、経過措置 D-2 ルートの対象者です。

☐ いいえ ⇒ あなたは、経過措置 F ルートの対象者です。

養成課程修了証書

第 号

(氏名)

年 月 日生

本籍地又は国籍等 (都道府県名又は国籍等)

住 所

上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）に規定する養成課程を修了したことを証明する。

養成課程の修了年月日 年 月 日

年 月 日

(登録日本語教員養成機関の登録番号)

(登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）)

備考

- 一 「都道府県名又は国籍等」には、修了者の本籍地都道府県名を記入する。修了者が日本の国籍を有しない場合は、国籍等を記入する。
- 二 「(登録日本語教員養成機関の登録番号)」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の登録番号を記入する。
- 三 「(登録日本語教員養成機関の氏名（法人は名称及びその代表者の氏名))」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の氏名（法人は名称及びその代表者の氏名）を記入する。

実践研修修了証書

第 号

(氏名)

年 月 日生

本籍地又は国籍等 (都道府県名又は国籍等)

住 所

上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）に規定する実践研修を修了したことを証明する。

実践研修の修了年月日 年 月 日

年 月 日

(登録実践研修機関の登録番号)

(実践研修の実施者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）)

備考

- 一 「(都道府県名又は国籍等)」には、修了者の本籍地都道府県名を記入する。修了者が日本の国籍を有しない場合は、国籍等を記入する。
- 二 「(登録実践研修機関の登録番号)」には、実践研修を実施した登録実践研修機関の登録番号を記入する。ただし、文部科学大臣が実践研修を実施した場合にあっては、記入しない。
- 三 「(実践研修の実施者の氏名（法人は、名称及びその代表者の氏名）)」には、実践研修を実施した登録実践研修機関の氏名（法人は名称及びその代表者の氏名。次号において同じ。）を記入する。ただし、文部科学大臣が実践研修を実施した場合にあっては、職名及び氏名を記入する。
- 四 修了証書を再発行する場合であって、実践研修の実施者と修了証書の発行者が異なるときは、その旨及び再発行する登録実践研修機関の氏名及び登録番号（文部科学大臣が再発行する場合は職名及び氏名）を付記する。

参考資料 4

在職証明書

氏名	
生年月日	
本籍地都道府県名	
住所	
在籍した日本語教育機関の名称	
日本語教育課程を担当した期間	年 月 日 ～ 年 月 日

上記の通り日本語教育課程を担当したことを証明する。

令和 年 月 日

住 所

設置者名

設置者が法人の場合は代表者名

電話番号

備考

- 1 法務省告示機関、大学、認定日本語教育機関、又は文部科学大臣が指定した日本語教育機関の設置者のみが本証明書を発行すること。
- 2 外国籍の者については、「本籍地都道府県名」の欄に国籍等を記載すること。
- 3 「日本語教育課程」とは、法務省告示機関については告示を受けた課程のみを、大学については日本語に通じない留学生が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、習得させるための教育を行うことを目的とした課程を、認定日本語教育機関については認定を受けた課程のみを指す。
- 4 「日本語教育課程を担当した期間」には、雇用が継続し、かつ、平均して週1回以上授業を担当していた期間を記載すること。ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含め得る。